

不正行為（公契約関係競売入札妨害事件）の再発防止策に関する報告書がまとまりました

令和2年2月に本市から派遣している燕・弥彦総合事務組合の職員が逮捕されたことを受け、市としての再発防止策の中間報告を同年3月に行いました。その後明らかになった事実や検討結果を踏まえ、再発防止策をとりまとめましたので報告します。

職員一人一人がこの再発防止策に真に取り組み、一日も早く市民の皆さまからの信頼を回復できるよう努めてまいります。

【入札・契約業務に係る再発防止策の概要】（詳細は、別紙報告書のとおり）

本報告書は、職員が不正行為を働いた誘因等を分析し、①職員が不正行為を働くことを防止する方策と、②外部から職員の不正行為を働きかける動機を失わせる方策の二つの観点から、以下の4点を柱に再発防止策をとりまとめています。

（1）倫理意識の高揚とコンプライアンスの徹底

コンプライアンスや入札・契約制度に関する研修を実施

（2）管理体制の強化と適正な人事ローテーションの実施

8月から燕・弥彦総合事務組合の副管理者に「燕市副市長」を追加

（3）情報セキュリティ対策の徹底と強化

- ①文書管理フォルダのアクセス制限等に関するガイドラインの作成・運用
- ②外部記録媒体の使用制限や適正管理に関するガイドラインの作成・運用

（4）入札・契約制度の見直し

- ①指名停止の措置基準の見直し
不正行為への抑止力強化のため、7月1日付けで措置基準を改正しました。
- ②入札結果のチェック体制の強化
開札後、疑義のある案件については入札の中止を可能とする制度を6月に導入、建設工事入札等審査委員会による継続的な監視を行っています。
- ③変動型最低制限価格制度等の導入
一部の工種において、10月の一般競争入札公告実施分から試行します。

本件についてのお問い合わせ先

総務部 総務課：遠藤 電話：0256-77-8312（直通）

用地管財課：永井 電話：0256-77-8332（直通）